

2016年9月10日制定

2019年9月15日改訂

2021年9月11日改訂

2022年9月10日改訂

#### 1. 〔目的〕

アジア経営学会は、アジア経営の研究の発展に資するため、会員による優秀な著書を選定し、その業績を広く顕彰することを目的として、アジア経営学会賞（以下「学会賞」）を制定する。

#### 2. 〔学会賞の対象〕

学会賞は著書を対象とし、毎年原則として1点に授与できる。

#### 3. 〔学会賞の内容〕

学会賞として表彰の記念品を授与する。

#### 4. 〔対象〕

学会賞の選考対象は、賞を授与しようとする大会が開催される前々年の1月1日から前年の12月31日の間（2年間）に刊行された会員による和文もしくは英文の著書とする。なお、著書は単著であることを要し、同一の会員に本賞が再度授与されることはないものとする。

#### 5. 〔推薦方法〕

選考対象に適合する著書について、会員は学会賞を授与しようとする大会が開催される年の1月31日までに、所定の様式の文書によって自薦または他薦することができる。

#### 6. 〔審査〕

選考対象の審査は、学会賞・研究奨励賞審査委員会の下にある学会賞小委員会がこれを行う。

#### 7. 〔学会賞・研究奨励賞審査委員会〕

理事会は学会賞・研究奨励賞審査委員長、同審査副委員長、学会賞小委員会審査委員（以下、学会賞審査委員と称する）2名、研究奨励賞小委員会審査委員（以下、研究奨励賞審査委員と称する）2名を選出する。以上の6名が学会賞・研究奨励賞審査委員会を構成する。学会賞・研究奨励賞審査委員長および審査副委員長は理事をもってこれに充てる。学会賞審査委員2名および研究奨励賞審査委員2名は会員中より選出され、理事会決定をふまえて会長が委嘱する。学会賞・研究奨励賞審査委員長および審査副委員長の任期はその者の理事としての任期に合わせるものとし、学会賞審査委員および研究奨励賞審査委員の任期は1年とする。学会賞審査委員及び研究奨励賞審査委員は同一委員長の任期中においては再任されないものとする。学会賞小委員会審査委員長および研究奨励賞小委員会審査委員長は、学会賞・研究奨励賞審査委員会委員長および同審査副委員長のいずれかが充たる。

#### 8. 〔学会賞審査委員の審議不参加〕

学会賞審査委員（学会賞小委員会審査委員長を含む、以下同）自身の著書が選考対象となった場合、学会賞審査委員が学会賞の推薦者となった場合、学会賞審査委員の指導下にある院生、または過去に指導下にあった院生等の著書が選考対象となった場合、当該学会賞審査委員は学会賞小委員会から外れるものとする。該当事案によって生じた学会賞審査委員の欠員に対しては、当規定7項の手順に従って速やかに新委員を補充するものとする。

#### 9. 〔審査結果の確定〕

学会賞・研究奨励賞審査委員長は、学会賞小委員会審査委員長より審査結果の報告を受けて承認したのちに、最終審査結果として理事会に報告して承認を求めるものとする。

#### 10.〔公表と顕彰〕

会員総会において、学会賞・研究奨励賞審査委員長が審査結果を報告し、会長が賞として表彰の記念品を授与する。あわせて、当学会のホームページへの掲載やその他の適当な方法により、公表と顕彰を行う。

#### 11.〔幹事〕

会長は、会員の中から若干名を委員会幹事に委嘱し、審査の補助業務を担当させることができる。

#### 12.〔規定の改正または廃止〕

本規定の改正または廃止は、総会における出席会員の過半数の賛成を要するものとする。

#### 〔付則〕

この規定は、2016年9月10日から施行する。

この規程は、2019年9月15日に一部改訂され、即日施行する。

この規程は、2021年9月11日に一部改訂され、即日施行する。

この規程は、2022年9月10日に一部改訂され、即日施行する。